

北上地区消防組合訓令第4号

管理者部局

北上地区消防組合管理者部局代決専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成24年11月20日

北上地区消防組合

管理者 北上市長 高橋敏彦

北上地区消防組合管理者部局代決専決規程（昭和49年北上地区消防組合訓令第6号）の一部を改正する訓令

改正前	改正後
<p>(代決の表示)</p> <p>第5条 <u>第3条から第5条まで</u>の規定により代決する場合には 所定欄に押印し、「代」と朱書きしなければならない。</p> <p>(代決の制限)</p> <p>第7条 代決者は、<u>第3条から第5条まで</u>の場合であつても、 あらかじめ処理上の指示を受けてあるものを除くほか次の各 号の一に該当する場合には、代決することができない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p>	<p>(組織及び分掌事務)</p> <p>第5条 <u>第3条又は第4条</u>の規定により代決する場合には所定 欄に押印し、「代」と朱書きしなければならない。</p> <p>(代決の制限)</p> <p>第7条 代決者は、<u>第3条及び第4条</u>の場合であつても、あ らかじめ処理上の指示を受けてあるものを除くほか次の各号の 一に該当する場合には、代決することができない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この訓令は、平成24年11月20日から施行する。